

「地方協奏による世界トップクラスの研究者育成」(HIRAKU-Global)
運営協議会要項

2020年7月9日

第1 趣旨

この要項は、「地方協奏による世界トップクラスの研究者育成」(HIRAKU-Global) コンソーシアム規約第7条の規定に基づき、地方協奏による世界トップクラスの研究者育成(HIRAKU-Global) 運営協議会(以下「運営協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

第2 任務

運営協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 「地方協奏による世界トップクラスの研究者育成」(HIRAKU-Global) コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)において実施する取り組みの決定に関すること
- (2) 育成対象とする若手研究者の決定及び育成に関すること
- (3) コンソーシアムを構成する研究機関の連携に関すること
- (4) コンソーシアム管理・運営に係る経費の配分及び執行管理に関すること
- (5) 研究不正の防止に関する取り組みに関すること
- (6) その他コンソーシアムにおいて実施する取り組みに関すること

第3 委員

1 運営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 代表機関における担当理事
- (2) 代表機関における機関全体の実施責任者
- (3) 共同実施機関における担当理事 各1名
- (4) プログラム統括委員長
- (5) PM(プログラムマネージャー)
- (6) その他議長が必要と認める者

2 運営協議会に、第2各号に掲げる事項を適切に運営するため、運営協議会委員と連携機関の担当理事等で組織された拡大運営協議会を置く。

3 運営協議会に、第2各号に掲げる事項を具体的に検討し実行するため、プログラム統括委員会(以下「委員会」という。)を置く。

4 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第4 議長

1 運営協議会及び拡大運営協議会(以下「協議会」という。)に議長を置き、第3第1項第1号の委員をもって充てる。

2 議長は、協議会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、第3第1項第2号に掲げる者がその職務を代行する。

第5 会議の成立

- 1 協議会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6 代理出席

委員が事故等のため協議会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

第7 委員以外の者の出席

議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

第8 事務

協議会に関する事務は、HIRAKU-Global 事務局において処理する。

第9 その他

この要項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、2020年7月9日から施行し、2019年11月6日から適用する。